

京都先端科学大学 公的研究費に係る不正取引に関する取扱内規

(目的)

第1条 この内規は「公的研究費の運営管理及び監査規程」第21条第2項に基づき、取引会社等が公的研究費に係る不正取引を行った場合の取引停止措置及びその手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本内規における「不正取引」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 預け金
- (2) 取引実績と異なる書類の提出
- (3) 納品物の持ち帰り
- (4) その他不正行為と判断される取引

(取引停止等の措置)

第3条 学長は、取引会社等が不正取引に関与したと認めた時は、取引停止の措置を行う。

(取引停止期間)

第4条 取引停止期間は、原則として1ヶ月以上、12ヶ月以内とする。

2 取引停止期間は不正取引の内容に応じて学長が判断し、決定するものとする。

3 不正取引の内容が悪質と判断された場合は、当初定めた停止期間を、12ヶ月を超えて延長することができる。

4 取引停止期間中の取引会社等が不正取引において責めを負わないことが判明した場合は、学長は取引停止を解除することができる。

(取引停止措置等の通知)

第5条 学長は前項に掲げる取引停止措置又はその解除を行ったときは、その取引会社等に対し、遅滞なく、書面で通知するものとする。

(事務局)

第6条 取引停止措置及びその解除にかかる事項、その他本内規に関する事務は、財務課が担当する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附則

この基準は、令和4年3月1日から施行する。